

庁舎清掃作業請負契約書（案）

- 1 件 名 佐賀森林管理署庁舎清掃作業請負業務
- 2 作 業 内 容 別紙1「清掃作業仕様書」、別紙2「作業内訳書」のとおり
- 3 数 量 等 別紙2「作業内訳書」のとおり
- 4 契 約 金 額 ￥. -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. -)
- 5 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 6 契約保証金 免除

上記の庁舎清掃作業請負業務（以下「業務」という。）について、発注者 分任支出負担行為担当官 佐賀森林管理署長 吉岡 哲也（以下「発注者」という。）と請負者 ○○○○（以下「請負者」という。）との間に、上記各項及び次の各契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 8年 月 日

発注者 住所 佐賀市成章町2番11号
氏名 分任支出負担行為担当官
佐賀森林管理署長 吉岡 哲也

請負者 住所
氏名

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 発注者及び請負者は、この請負契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この請負契約書及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 請負者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この請負契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならぬ。
- 4 この契約の履行に関して両者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この請負契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して両者間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 この契約に係る期間の定めについては、仕様書に特別の定めがある場合を除き、この請負契約書における期間の定めが適用されるものとする。この請負契約書及び仕様書に規定されていない期間の定めに関しては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約の履行に関して両者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第35条の規定に基づき、両者協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 発注者が、第6条に規定する監督職員を定めたときは、この契約の履行に関し、請負者から発注者に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、監督職員を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

(使用物件の負担)

- 第2条 この作業に使用する器具機械、別表衛生消耗品支給一覧表の官給品以外の消耗品はすべて請負者の負担とする。

(給付の方法)

- 第3条 請負者は、別紙序舎清掃作業仕様書に基づいて清掃作業を行うものとする。
- ただし、特に必要と認めて発注者（発注者の命じた職員を含む、以下同じ。）が指示した場合は、これに従わなければならない。
- 2 発注者は、作業に使用する器具機械及び消耗品について、その品質規格を検査することができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、

この限りではない。

- 2 請負者がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、発注者に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、発注者は、請負者に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。
- 3 前項の場合において、譲受人が発注者に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第 1 項ただし書に基づいて請負者が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第 5 条 請負者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 請負者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再請負」という。）を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して発注者の承認を得なければならない。ただし、再請負ができる業務は、原則として契約金額に占める再請負金額の割合（「再請負比率」という。以下同じ。）が 50 パーセント以内の業務とする。
- 3 請負者は、前項の承認を受けた再請負について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- 4 請負者は、再々請負（再々請負以降の請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。
- 5 請負者は、再請負の変更に伴い再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
- 6 発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、請負者に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再請負する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再請負比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再請負する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再請負として第 2 項から前項までの規定は、適用しない。

（特許権等の使用）

第 6 条 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、請負者がその使用に関して

要した費用を負担しなければならない。

(使用人に関する請負者の責任)

第7条 請負者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 請負者は、身分証明書を明示して、請負者の使用人であることを明確にするものとする。

3 請負者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる請負者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。

請負者は、これら以外の使用人については、発注者の請求があるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

(監督職員)

第8条 発注者は、この契約の履行に関し発注者の指定する職員（以下「監督職員」という。）を定めたときは、その氏名を請負者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

（1）契約の履行についての請負者又は請負者の管理責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約書及び仕様書の記載内容に関する請負者の確認又は質問に対する回答

（3）業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(作業主任者の選定)

第9条 請負者は作業主任者を選定しその氏名を発注者に通知するとともに作業員名簿を作成し、発注者に提出するものとする、又、異動があった場合も同様とする。

2 作業主任者は発注者の指示に従い作業員の指揮監督、清掃作業実施記録簿の記入、その他清掃に伴う一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、請負者が業務に着手した後に請負者の作業主任者又は作業員が業務の履行について著しく不適当であると認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第10条 発注者は、請負者が業務に着手した後に請負者の管理責任者又は使用人が業務の履行について著しく不適当であると認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 請負者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係わる事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 請負者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 発注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。

(業務内容の変更)

第11条 発注者は、必要があるときは、業務内容の変更を請負者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変

更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第12条 履行期間の変更については、両者協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第13条 契約金額の変更については、両者協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、両者協議して定める。

(臨機の措置)

第14条 請負者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は両者協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、請負者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、請負者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。

3 発注者又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることができると認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(損失負担)

第15条 請負者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 請負者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、請負者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。

3 請負者は、請負者の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(検査)

第16条 請負者は、この契約に基づく1ヶ月間の給付を完了したときは、別に定める清掃作業実施表に記入し発注者の検査を受けるものとする。

2 検査に不合格の場合は、直ちに発注者の指示により手直しを行い、再度検査を受けるものとする。

(履行を怠った場合)

第16条の2 請負者が第3条に定める給付を怠ったときは、違約金として発注者が指示した期限の翌日から給付を完了した日までの日数に応じ、請負金月割額に対し年5.00%の割合で計算した金額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

2 請負者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(施設の使用)

第17条 請負者はこの契約の履行上必要な器具置場および作業員の控室は、発注者の指定した施設を使用することができる。

(電気、水道料等の負担)

第17条の2 請負者が清掃作業のため必要とする電気、水道およびガス等の使用料金は発注者の負担とする。

(施設、物品保全の義務)

第17条の3 請負者は、この作業の実施にあたり発注者の建物・工作物及び物品等（以下「建物等」という。）を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。また、請負者は、これらを発注者に返還すべきときは、これらを現状に回復しなければならない。

(使用人に関する請負者の責任)

第17条の4 請負者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 作業員は身元確実なものであって、素行上いかがわしい者を使用してはならない。

3 請負者の作業員が作業に従事するときは一定の服装をなし、請負者の作業員であることを明確にするものとする。

(請負代金の支払)

第18条 請負代金は、毎月第16条の検査に合格した後、適法な支払請求書を発注者に提出して支払いを受けるものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

3 発注者が前項の期間内に代金を支払わないときは、期間満了の翌日から支払った日までの日数に応じ、当該代金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として請負者に支払うものとする。ただし、100円未満の端数は切捨て、総額が100円未満の場合は支払いを要しない。

(業務の履行責任)

第19条 納入された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（成果

品の納入を要しない場合にあっては、業務が終了した時に業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき（以下「契約不適合」という。）は、請負者に対し成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 発注者が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を請負者に通知しないときは、発注者は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、成果品を納入した時（成果品の納入を要しない場合にあっては、業務が終了した時）において、請負者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行つた後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第20条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 第3条の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第20条の2 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第30条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 請負者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、請負者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第 28 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合)

第 20 条の 3 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第 21 条 発注者は、業務が完了しない間は、第 20 条又は第 20 条の 2 に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 22 条 発注者は、請負者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

(4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 23 条 発注者は、請負者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 24 条 請負者は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 請負者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

(再請負契約等に関する契約解除)

第 25 条 請負者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようしなければならない。

- 2 発注者は、請負者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 26 条 発注者は、第 20 条、第 20 条の 2、第 22 条、第 23 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより請負者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 請負者は、発注者が第 22 条、第 23 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 27 条 請負者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(請負者の催告による解除権)

第 28 条 請負者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(請負者の催告によらない解除権)

第 28 条の 2 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除する

ことができる。

- (1) 第 11 条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 発注者が第 30 条の規定に違反したとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

(請負者の責めに帰すべき事由による場合)

第 28 条の 3 第 28 条及び前条に定める事項が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、第 28 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(請負者の損害賠償請求等)

第 28 条の 4 第 29 条第 1 項の規定は、第 28 条及び第 28 条の 2 の規定により契約が解除された場合に準用する。

2 請負者は、発注者が第 28 条又は第 28 条の 2 の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより請負者が損害を受けたときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第 29 条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

2 請負者は、第 20 条又は第 20 条の 2 の規定により契約を解除された場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

3 請負者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により減失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 請負者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意若しくは過失により減失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 請負者は、契約が解除された場合において、控室等に請負者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第30条 発注者及び請負者は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる請負者の使用人も同様の義務を負い、この違反について請負者はその責を免れない。

(延滞金の徴収及び遅延利息の請求)

第31条 請負者の責に帰すべき事由により、請負者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した延滞金を徴収する。

2 発注者の責に帰すべき事由により、発注者がこの契約に基づく第18条第2項の規定による契約代金を指定の期間内に支払わないときは、請負者は、その支払わない額にその翌日から起算して支払いを行う日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を、請負者は発注者に請求することができる。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の遅延利息の額が100円未満である場合及び100円未満の端数については、発注者は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(賠償金等の徴収)

第32条 請負者がこの契約書に基づく損害賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に前条の延滞金の額を加算した額と、発注者の支払うべき契約金額を相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第33条 発注者は、この契約に関し、請負者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 請負者は、この契約に関して、請負者又は請負者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第34条 請負者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置

命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 請負者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 請負者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 請負者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 請負者が第1項及び第2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（個人情報の取扱）

第35条 請負者及びこの請負業務に従事する者（従事した者を含む。以下「請負業務従事者」という。）は、この請負業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を請負業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 請負者及び請負業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 二項については、この請負業務が終了した後においても同様とする。

第36条 請負者は、請負業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出してはならない。

第37条 請負者は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合

には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

第38条 請負者は、請負業務が終了したときは、この請負業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、発注者より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(紛争の解決)

第39条 この契約書の各条項において両者協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、発注者が定めたものに請負者が不服があるときその他契約に関して両者間に紛争を生じたときは、発注者及び請負者は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、両者協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは両者折半し、その他のものは両者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者の業務の実施に関する紛争、請負者の使用人又は請負者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の業務の執行に関する紛争については、第10条第2項及び第4項の規定により請負者が決定を行った後又は発注者若しくは請負者が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、発注者又は請負者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は請負者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の両者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第40条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて両者協議して定める。

別紙

請負契約再請負承認申請書

番号
年月日

分任支出負担行為担当官
佐賀森林管理署長 殿

(請負者)

住所

氏名

印

令和 年 月 日付けで締結した
下記のとおり再請負したいので、請負契約書第5条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再請負先の相手方の住所及び氏名
- 2 再請負の業務範囲
- 3 再請負の必要性
- 4 再請負の金額
- 5 その他必要な事項

- (注) 1 申請時に再請負先及び再請負の契約金額（限度額を含む。）を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。
なお、再請負の承認後に再請負先及び再請負の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。
- 2 再請負の承認後に再請負の相手方、業務の範囲又は契約金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。
- 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

清掃作業仕様書

(総則)

第1条 日常清掃作業（開庁日）を実施するときは職員の執務を妨げないようにすること。

就労時間

平常日（月～金）　自 6時30分～至 8時30分（2時間00分）
自 16時00分～至 18時00分（2時間00分）

※2階の事務室等（署長室、事務室、会議室）の机拭、床掃については、午前8時を目安に終了させること。

2 定期清掃にあたっては、次の通りとする。

- (1)屋外清掃は、週に1回、日常清掃作業前後いずれかで30分間実施すること。
- (2)ワックス掛けは、年に4回土曜日または日曜日に実施すること。
- (3)窓ガラス拭きは、8月・12月の年に2回土曜日または日曜日に実施すること。
- (4)庭木の剪定・除草作業は、5月・6月・7月・9月の年4回、土曜日または日曜日に実施すること。

第2条 作業にあたり備品及び机上に文書等がある場合は、みだりに移動したり破棄汚染しないように注意すること。

第3条 庁舎戸締まりのため窓ガラス、庁舎出入口門扉の施錠は充分確認し、盜難防止に留意するものとすると共に鍵は請負者において善良な管理者としての注意をもって保管すること。尚、万が一紛失した際は速やかに報告し、その指示に従うこと。

（日常清掃作業）

第4条 庁舎内の床は毎日塵及び埃を除去すること。

第5条 机上等は毎日水切りの良い雑巾で拭き上げること。

第6条 足拭マットは水洗い等を行い、常に清潔にしておくこと。

第7条 便所の床面、便器及び洗面台については、常に清潔にすることとし、汚物及び付着物は薬品で取り除くこと。また、便所内のゴミ箱のゴミを収集し、収集日に出すこと。

第8条 嘘芥及び紙屑（シュレッダーの屑を含む）については備え付けの屑籠から指定のゴミ袋に集め、ゴミ置場に保管すること。

第9条 灰皿は喫煙所等に配置し、後片付けについては、水洗いのうえ所定の場所に格納すること。

第10条 湯茶器、湯沸器等及び炊事場などは特に清潔に保持すること。

なお、食器類を取り扱う際は常に身体の保健、衛生に留意して清潔にすること。

第11条 炊事場における湯沸器は火気の取り扱いに万全を期すとともに消火を必ず確認すること。

(定期清掃作業)

第12条 定期清掃作業は作業内訳書のとおりとする。

第13条 屋外清掃は、軽度の除草作業、塵芥の除去等の清掃を行い、環境整備に努めること。

第14条 ワックス掛けは、土埃を除去した後、床用ワックスを塗布し磨きあげること。

第15条 窓ガラス拭きは、窓ガラス用洗剤を使用し、乾布等で丁寧に磨き上げること。

第16条 庭木の剪定作業は、庁舎敷地内すべての樹木の剪定と除草作業を行い、完了確認を受けること。

また、発生したゴミは佐賀市が指定している廃棄物処理場に搬入のうえ処分し、廃棄物処理場に係る経費は請負者が負担すること。

第17条 第14条から第16条までの定期清掃作業については、契約締結後速やかに定期清掃作業の年間実施計画を策定のうえ定期清掃作業実施計画表（任意の様式で可）を提出すること。

(その他)

第18条 作業に使用した器材は作業終了後、所定の場所に格納すること。

第19条 作業等にあたり不明の点もしくは異常を認めた時は職員に報告し、その指示に従うものとする。

作業内訳書(1)

区分 (作業場所)	種別	作業内容	数量 (m ²)	備考
事務室 (署長室含む)	日常清掃 (毎日)	・机拭き ・床掃除 ・塵屑処理 ・流し台、皿茶器等の清掃片付 ・冷暖房機の点火 ・戸締まり ・門扉と庁舎の開閉・施錠 ・マット、給茶器の清掃 ・その他	265	
会議室			58	
入札室			90	
ホール・階段・廊下			96	1・2階
炊事場			7	
休憩室			17	2箇所
更衣室			17	1箇所
トイレ・洗面台		・便器、洗面台等の清掃 ・床掃除 ・消耗品の補充	26	
屋外清掃	定期清掃 (週1回)	・庁舎敷地内の軽度の除草 ・塵芥の除去等		悪天候を除き30分実施
ワックスがけ (入札室)	定期清掃 (年4回)	・床磨 ワックスを塗布し磨き上げる	90	
庭木の剪定等	定期清掃 (年4回)	・庁舎敷地内すべての庭木の剪定と除草を行い、ゴミは廃棄物処理場まで運搬	230	
窓ガラス拭き	定期清掃 (年2回)	・正面玄関、裏玄関、事務室(署長室含む)、会議室、入札室、休憩室、給湯室、更衣室、物品庫等	427	内側・外側ともに実施する。

作業内訳書(2)

月別	日常清掃	定期清掃			
		屋外清掃	剪定作業	窓ガラス拭き	ワックス掛け
	月曜～金曜	週1回			
4月	21	5			4
5月	18	4	1		
6月	22	4	1		
7月	22	5	1		
8月	20	4		1	
9月	19	5	1		
10月	21	4			
11月	19	4			
12月	20	4		1	
1月	19	4			
2月	18	4			
3月	22	5			
計	241	52	4	2	4

※ 日常清掃は、土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日を除く。

※ 定期清掃作業用のワックス掛け用機械、ワックス、剪定機械、ガラスクリーナー等の使用等は、請負者において用意すること。

清掃器具貸与物品及び支給材料(消耗品)一覧表

品名	数量	単位	備考
【清掃器具貸与物品】			
家庭用電気掃除機	1	台	
業務用電気掃除機	1	台	
トイレブラシ	4	本	
箒・モップ	各 2	本	
バケツ・塵取り	各 2	個	
【支給材料(消耗品)】			
たわし・スポンジ・雑巾・食器用洗剤・ 消臭剤・トイレ用洗剤・クレンザー・漂白剤・ ゴミ袋(30L, 45L, 70L, 90L,)・液体石鹼・ トイレットペーパー・ペーパータオル	1	式	

※消耗品については、必要に応じて支給するものとする。